



PwCベトナムニュースブリーフ

対外貿易管理に係る 新たな規制(草案)の 公表

2025年10月





ご一読ください

2025年9月、商工省は、現行の外国貿易管理法に関するガイダンスを提供している政令69/2018に代わる政令の第2次草案を公表しました。

詳細

01 主な改正案

- 外資企業によるトランシップビジネス(積み替え輸送ビジネス: kinh doanh chuyển khẩu) : 本草案では、外資企業による積み替え輸送ビジネスに関する制限は緩和されます。外資企業は、商品がベトナム国境を経由せずに輸出国から輸入国へ直接輸送される場合に限り、ある国(輸出国)から商品を仕入れ、別の国(輸入国)に販売する積み替え輸送ビジネスに従事することが認められます。
- 同一事業者が以前に輸出した貨物の一時輸入:
 - 草案では、当同一の事業者が当初輸出した物品をリサイクルのために一時的に再輸入することを禁止しています。
 - リサイクルに代えて、外国事業者の要請によるメンテナンス、修理、交換などの特定のケースにおいて、当該物品がその後当該外国事業者に再輸出されることを条件として、一時的な再輸入が認められます。

02 タイムライン

商工省(MoIT)の輸出入局は、本提案に関するビジネスコミュニティから意見聴取するためのワークショップを開催しました。11月に本草案を政府に提出する予定です。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn